

議案第 6 4 号

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

条例別紙のとおり

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、狭山市地域包括支援センター運営協議会（狭山市地域包括支援センター運営協議会条例（平成25年条例第18号）に規定する狭山市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超える場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項に規定する職員の員数に、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職員の員数を加えるものとする。

担当する区域における 第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね6,000人以上 8,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人
おおむね8,000人以上 10,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人
おおむね10,000人以上	前項各号に掲げる者のうちから3人

- 3 前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると狭山市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合に置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

担当する区域における 第1号被保険者の数	職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で、第1項第1号に掲げるもののうちから1人並びに同項第2号及び第3号に掲げるもののうちから1人

（委任）

- 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。